

J A M 政策NEWS

2012年9月11日 第2013-02号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-5860-6150

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

もう一つの2013年問題 労使協議で経営改善

中小企業金融円滑化法(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律)が2013年3月末で切れま

す。この法律は、2009年に成立し、これまで2度の延長を行い、2012年3月末から2013年3月末までの時限法として機能してきました。

中小企業や住宅ローンの金銭債務の支払いについて、返済困窮者が希望すれば一定期間猶予することを規定しています。一般金融機関が対象で、政府系金融機関は対象外です。

この法律が期限切れになることで、今まで先送りされていた、債務の返済等に対する圧力が、一斉に金融機関から中小企業にかかることが考えられます。

経営・返済計画を労使協議会等で確認しておくことが大事です。返済計画では、企業と金融機関で協議が必要となります。

これまで、「貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定・改善されない中小企業者も存在しているなど」の問題を指摘される企業があることが課題となっています。

金融庁では、これらの課題に対処するため次の施策を展開しています。

中小企業等に対する支援措置にかかる取組み
企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化を徹底

中小企業再生支援協議会との連携強化
産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化

事業再生等の支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

労働組合は、労使協議等で債務の確認と資金繰り計画の健全化を行い、企業再生に向けて、確実に手を打つ必要があります。

中小企業金融円滑化法の概要

【対象中小企業】

小売業の場合は資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

卸売業の場合は資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業の場合は資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

ゴム製品製造業(自動車又は航空用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)の場合は資本金3億円以下又は従業員900人以下

ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合は資本金3億円以下又は従業員300人以下

旅館業の場合は資本金5,000万円以下又は従業員200人以下

その他の業種(金融・保険業を除く。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となる)の場合は**資本金3億円以下又は従業員300人以下**

医業を主たる事業とする法人(医療法人など)の場合は従業員300人以下

このほか、中小企業等協同組合、農業協同組合、森林組合、商工組合、生活衛生同業組合などの場合についても、一定の要件を満たせば対象となります。

【対象金融機関】

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫など

【金融機関の努力義務】

中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合、できるだけ、貸付条件の変更など、債務弁済負担の軽減のための措置をとるよう努める。

【金融機関の義務】

条件変更などの措置を円滑に行うことができるよう、これらの措置の実施に関する方針の策定、状況把握のための体制整備、苦情相談対応のための体制整備、事業改善・再生に向けた支援のための体制整備、措置状況や苦情相談の状況の記録保存を行わなければならない。

条件変更などの措置の実施に関する方針や措置状況などを記載した説明書類を作成し、金融機関の営業所などに備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。また、これらの書類を、行政庁(国、都道府県)に対して報告しなければならない。(3か月～6か月ごと)